



平成28年度診療報酬改定

診療情報提供書等の電子的な 送受に関する評価

【診療情報提供料（I）検査・画像情報提供加算】
と

【電子的診療情報評価料】



ORCAプロジェクト



電子的に作成した文書の取り扱いについて

- 診療報酬算定のために作成される文書は電子的に作成しても紙と同等に扱われることとされているが、一部の文書では、様式として、記名・押印が必要とされているなど、電子的に送受した際の取り扱いが明確でない。

医療情報システムにおける標準化の推進について<抜粋>（平成24年3月26日 保険局医療課事務連絡）

保険医療機関等が、診療報酬の算定にあたって作成等することとされている文書については、電子的に作成等された場合であっても、書面（紙媒体）によるものとみなして取り扱うこととして差し支えない。

様式等において記名・押印が求められる文書の例

- ・診療情報提供書（医療機関→医療機関等）
 - ・訪問看護指示書（医療機関→訪問看護ステーション）
 - ・服薬情報等提供料（薬局→医療機関）
- 等

添付資料について電子的に送受した場合の取り扱いが定められていない例

診療情報提供料（Ⅰ）注7

- 保険医療機関が、別の保険医療機関等に対して、退院後の治療計画、検査結果、画像診断に係る画像情報その他の必要な情報を添付して紹介を行った場合200点を加算する。
- ※ 退院患者の紹介に当たっては、心電図、脳波、画像診断の所見等診療上必要な検査結果、画像情報等及び退院後の治療計画等を添付すること。

診療情報提供書等の電子化に関する課題と論点について

【課題】

- 診療報酬算定のために作成される文書は電子的に作成しても紙と同等に扱われることとされているが、診療情報提供書、訪問看護指示書、服薬情報等提供文書では、様式として、記名・押印が必要とされている。また、診療情報提供料について、退院時に画像情報等を添付して紹介を行った場合に報酬を加算することとされている。こうした文書や情報を、電子的に送受した際の取り扱いが明確でない。
- 医療情報に関する文書の電子的な授受については、一定の安全性が担保された通信環境が必要となる。HPKIを用いた電子署名・電子認証や、仮想専用線を用いた情報の安全なやりとりについて技術面での開発・普及が進んでいる。
- 海外では、ICTを活用した医療情報の共有により、重複画像検査の9～13%が減少するなど、重複検査を減らすことができたとの報告もある。



【論点】

- 現在、署名・捺印が求められている診療情報提供書、訪問看護指示書・訪問看護計画書・訪問看護報告書、服薬情報等提供文書について、**電子的に署名を行い、安全性を確保した上で電子的に送受した場合にも算定可能とする。**
- 診療情報提供書への検査結果・画像情報等の添付について、**電子的に送受・共有する場合についても評価する。**

【Ⅱ-2（患者の視点等／ICTの活用）-①】

診療情報提供書等の電子的な送受に関する評価

骨子【Ⅱ-2(1)】

第1 基本的な考え方

現在、署名又は記名・押印が求められている診療情報提供書、訪問看護指示書及び服薬情報等提供文書等について、電子的に署名を行い、安全性を確保した上で電子的に送受した場合にも算定可能とする。

診療情報提供書への検査結果・画像情報等の添付について、電子的に送受・共有する場合についても評価する。

第2 具体的な内容

1. 医科診療報酬点数表に記載する診療等に要する文書、訪問看護管理療養費の算定に係る文書及び服薬情報等提供料の算定に係る文書の電子化

[算定要件]

- (1) 電子的方法によって、個々の患者の診療に関する情報等を他の保険医療機関等に提供する場合は、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（平成25年10月）を遵守し、安全な通信環境を確保する。
- (2) 署名又は記名・押印を要する文書については、電子的な署名を含む。その場合、厚生労働省の定める準拠性監査基準を満たす保健医療福祉分野の公開鍵基盤（HPKI：Healthcare Public Key Infrastructure）による電子署名を施すこと。

2. 診療情報提供料（Ⅰ） 検査・画像情報提供加算の新設

(新)

検査・画像情報提供加算

- イ 退院する患者について、当該患者の退院日の属する月又はその翌月に、必要な情報を提供した場合 200点
- ロ 入院中の患者以外の患者について、必要な情報を提供した場合 30点

[算定要件]

保険医療機関が、患者の紹介を行う際に、過去の主要な診療記録を、他の保険医療機関に電子的方法で閲覧可能なように提供した場合に加算する。ただし、イについては、注7に規定する加算を算定する場合は算定しない。

3. 電子的診療情報評価料の新設

(新)

電子的診療情報評価料 30点

[算定要件]

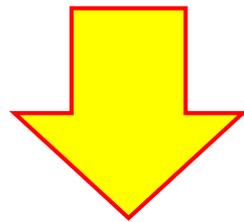
保険医療機関が、別の保険医療機関から診療情報提供書の提供を受けた患者について、過去の主要な診療記録を電子的方法により閲覧でき、当該診療記録を診療に活用した場合に算定する。

[2及び3に係る施設基準]

- (1) 他の保険医療機関等と連携し、患者の医療情報に関する電子的な送受信が可能なネットワークを構築していること。
- (2) 別の保険医療機関と標準的な方法により安全に情報の共有を行う体制が具備されていること。

基本的な考え方

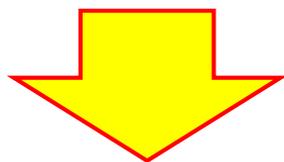
- 現在、署名又は記名・押印が求められている診療情報提供書、訪問看護指示書及び服薬情報等提供文書等について、**電子的に署名を行い、安全性を確保した上で電子的に送受した**場合にも算定可能とする。
- 診療情報提供書への検査結果・画像情報等の添付について、電子的に送受・共有する場合についても評価する。



今までも法的には問題なく、算定できていた。
今回、点数表に明記されることになった。

具体的な内容

- 電子的方法によって、個々の患者の診療に関する情報等を他の保険医療機関等に提供する場合は、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」(平成25年10月)を遵守し、**安全な通信環境を確保**する。
- 署名又は記名・押印を要する文書については、電子的な署名を含む。その場合、**厚生労働省の定める準拠性監査基準を満たす保健医療福祉分野の公開鍵基盤(HPKI:Healthcare Public Key Infrastructure)による電子署名**を施すこと。



「**医師資格証**」を用いて「**タイムスタンプ付き電子署名**」を付与

「6.12章 法令で定められた記名・押印を電子署名で行うことについて」

◆ 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン4.2版より

C. 最低限のガイドライン

法令で署名または記名・押印が義務付けられた文書等において、記名・押印を電子署名に代える場合、以下の条件を満たす電子署名を行う必要がある。

(1) 厚生労働省の定める準拠性監査基準を満たす保健医療福祉分野 PKI 認証局もしくは認定特定認証事業者等の発行する電子証明書を用いて電子署名を施すこと

1. 保健医療福祉分野 PKI 認証局については、電子証明書内に医師等の保健医療福祉に係る資格が格納された認証基盤として構築されたものである。保健医療福祉分野において国家資格を証明しなくてはならない文書等への署名は、この保健医療福祉分野 PKI 認証局の発行する電子署名を活用するのが望ましい。
ただし、当該電子署名を検証しなければならない者すべてが、国家資格を含めた電子署名の検証が正しくできることが必要である。
2. 電子署名法の規定に基づく認定特定認証事業者の発行する電子証明書を用いなくてもAの要件を満たすことは可能であるが、同等の厳密さで本人確認を行い、さらに、監視等を行う行政機関等が電子署名を検証可能である必要がある。
3. 「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」(平成14年法律第153号)に基づき、平成16年1月29日から開始されている公的個人認証サービスを用いることも可能であるが、その場合、行政機関以外に当該電子署名を検証しなければならない者がすべて公的個人認証サービスを用いた電子署名を検証することが必要である。

(2) 電子署名を含む文書全体にタイムスタンプを付与すること。

1. タイムスタンプは、「タイムビジネスに係る指針—ネットワークの安心な利用と電子データの安全な長期保存のために—」(総務省、平成16年11月)等で示されている時刻認証業務の基準に準拠し、財団法人日本データ通信協会が認定した時刻認証事業者のものを使用し、第三者がタイムスタンプを検証することが可能であること。
2. 法定保存期間中のタイムスタンプの有効性を継続できるよう、対策を講じること。
3. タイムスタンプの利用や長期保存に関しては、今後も、関係府省の通知や指針の内容や標準技術、関係ガイドラインに留意しながら適切に対策を講じる必要がある。

(3) 上記タイムスタンプを付与する時点で有効な電子証明書を用いること。

1. 当然ではあるが、有効な電子証明書を用いて電子署名を行わなければならない。本来法的な保存期間は電子署名自体が検証可能であることが求められるが、タイムスタンプが検証可能であれば、電子署名を含めて改変の事実がないことが証明されるために、タイムスタンプ付与時点で、電子署名が検証可能であれば、電子署名付与時点で有効性を検証することが可能である。具体的には、電子署名が有効である間に、電子署名の検証に必要な情報(関連する電子証明書や失効情報等)を収集し、署名対象文書と署名値とともにその全体に対してタイムスタンプを付与する等の対策が必要である。

➤要約

(1) 厚生労働省の定める準拠性監査基準を満たす **保健医療福祉分野PKI認証局**もしくは認定特定認証事業者等の発行する **電子証明書を用いて電子署名を施すこと**

(2) **電子署名を含む文書全体にタイムスタンプ(医師資格証に付属)を付与**すること。

(3) 上記タイムスタンプを付与する時点で有効な電子証明書を用いること。

診療情報提供料（I）
検査・画像情報提供加算
電子的診療情報評価料
について

検査・画像情報提供加算 と電子的診療情報評価料

■ 検査・画像情報提供加算

- 紹介状を**送る医療機関**で算定

■ 電子的診療情報評価料

- 紹介状を**受け取る医療機関**で算定

■ 地域医療連携システムが構築されており、それに参加している医療機関

■ セキュアな回線（閉域ネットワーク等）で電子文書が送受出来る環境が構築されている場合

診療情報提供料（I）

検査・画像情報提供加算の新設

- 厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、患者の紹介を行う際に、検査結果、画像情報、画像診断の所見、投薬内容、注射内容、退院時要約等の診療記録のうち主要なものについて、他の保険医療機関に対し、電子的方法により閲覧可能な形式で提供した場合又は電子的に送受される診療情報提供書に添付した場合に、検査・画像情報提供加算として、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。
- イ 退院する患者について、当該患者の退院日の属する月又はその翌月に、必要な情報を提供した場合 200点
 - ただし、イについては、注7に規定する加算（退院時診療情報添付加算：200点）を算定した場合は算定不可。
- ロ 入院中の患者以外の患者について、必要な情報を提供した場合 30点

算定の留意事項

- 「注15」に規定する検査・画像情報提供加算は、保険医療機関が、患者の紹介を行う際に、検査結果、画像情報、画像診断の所見、投薬内容、注射内容及び退院時要約等の診療記録のうち主要なもの（少なくとも検査結果及び画像情報を含むものに限る。画像診断の所見を含むことが望ましい。また、イについては、平成30年4月以降は、退院時要約を含むものに限る。）について、①医療機関間で電子的に医療情報を共有するネットワークを通じ他の保険医療機関に常時閲覧可能なよう提供した場合、又は②電子的に送受される診療情報提供書に添付した場合に加算する。なお、多数の検査結果及び画像情報等を提供する場合には、どの検査結果及び画像情報等が主要なものであるかを併せて情報提供することが望ましい。

算定の留意事項 ①

- ①医療機関間で電子的に医療情報を共有するネットワークを通じ他の保険医療機関に常時閲覧可能なよう提供した場合・・・



- **指定された項目**（検査結果、画像情報、画像診断の所見、投薬内容、注射内容及び退院時要約等の診療記録のうち主要なもの）を「地域医療連携システム」に公開した場合、紹介状は、紙で交付しても良い。

ただし、なお書きとして

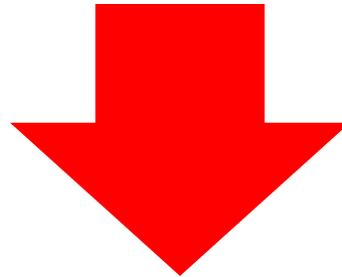
多数の検査結果及び画像情報等を提供する場合には、どの検査結果及び画像情報等が主要なものであるかを併せて情報提供することが望ましい。

とあることから、紹介状を受け取った先生方に、情報の見落としが無いように、どの情報が主要なものとなるかを明確に記載する必要がある。

※ 本資料 P27参照

算定の留意事項 ②

- ②電子的に送受される診療情報提供書に添付した場合
- 指定された項目（検査結果、画像情報、画像診断の所見、投薬内容、注射内容及び退院時要約等の診療記録のうち主要なもの）を紹介状に「貼り付け」またはファイル添付したものに、「医師資格証」を用いてタイムスタンプ付き電子署名を付与する事が必須



MI_CANサンプルのTYPE A・Bを参照

※ 本資料 P22～P26

電子的診療情報評価料の新設

■ (新) 電子的診療情報評価料 30点

- 厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、別の保険医療機関から診療情報提供書の提供を受けた患者に係る検査結果、画像情報、画像診断の所見、投薬内容、注射内容、退院時要約等の診療記録のうち主要なものについて、電子的方法により閲覧又は受信し、当該患者の診療に活用した場合に算定する。

■ 算定の留意事項

- (1) 電子的診療情報評価料は、別の保険医療機関から診療情報提供書の提供を受けた患者について、同時に電子的方法により提供された検査結果、画像情報、画像診断の所見、投薬内容、注射内容及び退院時要約等のうち主要なものを電子的方法により閲覧又は受信し、当該検査結果等を診療に活用することによって、質の高い診療が効率的に行われることを評価するものである。
- (2) 保険医療機関が、他の保険医療機関から診療情報提供書の提供を受けた患者について、検査結果、画像情報、画像診断の所見、投薬内容、注射内容及び退院時要約等のうち主要なもの(少なくとも検査結果及び画像情報を含む場合に限る。)を①医療機関間で電子的に医療情報を共有するネットワークを通じ閲覧、又は②電子的に送付された診療情報提供書と併せて受信し、当該検査結果や画像を評価して診療に活用した場合に算定する。その際、検査結果や画像の評価の要点を診療録に記載する。
- (3) 電子的診療情報評価料は、提供された情報が当該保険医療機関の依頼に基づくものであった場合は、算定できない。
- (4) 検査結果や画像情報の電子的な方法による閲覧等の回数にかかわらず、区分番号「B009」に掲げる診療情報提供料(Ⅰ)を算定する他の保険医療機関からの1回の診療情報提供に対し、1回に限り算定する。

算定の留意事項

- ①医療機関間で電子的に医療情報を共有するネットワークを通じ閲覧
 - 電子的に作成された診療情報提供書を安全な通信環境が確保された環境で受け取り、または、従来通りの紙の診療情報提供書を受け取り、安全な通信環境が確保された地域医療システムで、当該検査結果や画像等のデータを診療に活用した場合。
- ②電子的に送付された診療情報提供書と併せて受信
 - 「TYPEA」「TYPEB」で、電子的に作成された診療情報提供書を、安全な通信環境が確保された状態で受け取り、診療情報提供書に埋め込まれた、あるいは添付された、当該検査結果や画像等のデータを診療に活用した場合。
 - カルテ記載を忘れないように！！

対象となる診療情報提供書の様式

現状診療情報提供書として公開されている様式

別紙様式11	診療情報提供書 医師→医師		みかん
別紙様式12	診療情報提供書 医師→市町村宛		みかん+すごい位置合わせ
別紙様式12の2	診療情報提供書 医師→市町村宛:18歳未満・子 市町村福祉		
別紙様式12の3	診療情報提供書 医師→市町村宛:18歳未満・親 市町村福祉		
別紙様式12の4	診療情報提供書 医師→指定居宅介護支援事業所等向		
別紙様式13	診療情報提供書 医師→介護老人保健施設		
別紙様式16	訪問看護指示書・在宅患者訪問点滴注射指示書		医見書
別紙様式17	精神科訪問看護指示書・在宅患者訪問点滴注射指示書		みかん
別紙様式17の2	精神科特別訪問看護指示書・在宅患者訪問点滴注射指示書		
別紙様式18	特別訪問看護指示書・在宅患者訪問点滴注射指示書		

診療情報提供料（I）

検査・画像情報提供加算

電子的診療情報評価料
を算定するためには？

加算を算定するためには？

診療情報提供料（Ⅰ）検査・画像情報提供加算 **30点**

- **届け出が必要です。**
- **診療情報提供書を電子的に発行する場合は医師資格証は必須**
 - 電子診療情報提供書を作成（従来通り紙で発行）。
 - 投薬情報・検査結果・画像を安全な通信環境を確保し「地域医療連携システム」にアップロードし閲覧可能にする。

または

- 投薬情報・検査結果・画像を診療情報提供書に「貼り付け」または「添付」した電子紹介状を作成。
- 診療情報提供書を電子的に発行する場合は、医師資格証を用いて「タイムスタンプ付き電子署名」を付与。
- 安全な通信環境を確保した上で送付。

評価料を算定するためには？ 1

電子的診療情報評価料 30点

- 電子的に発行された診療情報提供書の場合
 - 届け出が必要です。
 - 電子的に発行された診療情報提供書を受け取る場合には署名検証ソフトが必要
 - 「タイムスタンプ付き電子署名が付与された電子診療情報提供書」を、安全な通信環境が確保された上で、受け取る。
 - 「署名検証ソフト」を用いて署名を確認する。
 - 電子診療情報提供書に「貼り付け」または「添付」または「地域医療連携システムにアップロード」された検査結果・画像等を診療に活用。
 - 算定の際は、検査結果や画像の評価の要点を診療録に記載する。

評価料を算定するためには？2

電子的診療情報評価料 30点

- 紙で発行された診療情報提供書の場合
 - 届け出が必要です。
 - 算定する医療機関が地域医療連携システムに参加していることが必要
 - 紙で発行された診療情報提供書を受け取る。
 - 「タイムスタンプ付き電子署名が付与された電子診療情報提供書」を、受け取る。
 - 紙で発行された診療情報提供書に関連した投薬情報・検査結果・画像等を「地域医療連携システム」で閲覧し、診療に活用。
 - 算定の際は、検査結果や画像の評価の要点を診療録に記載する。

みかんで作成できる 紹介状サンプル

加算の算定の可否

TYPE A

(本文 & 画像貼り付けパターン P1)

診療情報提供書

平成 27年7月16日

紹介先医療機関等名

堂下総合病院 御中

担当医 放射線科 ご担当者 先生 御机下

紹介元医療機関の所在地及び名称

〒 113-0021
東京都文京区本駒込 2-28-16
駒込警察横ビル6F
医療法人 ORCA病院
TEL : 03-3942-6933 FAX : 03-3942-6934

医師氏名 日本 一



患者氏名: <u>アマカケル</u> 性別 (男)		
患者住所: 東京都文京区本駒込駅まで徒歩5分		
電話番号: 03-XXXX-XXXX		
生年月日: H 15年05月05日 年齢 (12歳) 職業: 学生		
保険者番号: 138057	公費負担者番号①:	公費負担者番号②:
記号・番号: 111・2222	公費受給者番号①:	公費受給者番号②:

いつもお世話になってます。
平素より当院の診療にあたっては、格別のご配慮をいただきありがとうございます。

- 紹介目的:
鼻出血、副鼻腔炎などあり、頭部CT検査をお願いいたします
患者が嫌がっていますので、造影剤は無しをお願いいたします。
部位は鼻から頭頂部までです。
貴科的に御高診、御加療のほど宜しくお願いします。
- 症状経過:
6/28 しつこい持続性の鼻血で来院。
血圧190/100認めました。その以前は120~140/80位です。
左鼻の上部からの出血のようでしたので降圧剤内服開始しました。
過去、慢性副鼻腔炎も診断受けてます。
現在血圧警戒中140/86となっています。

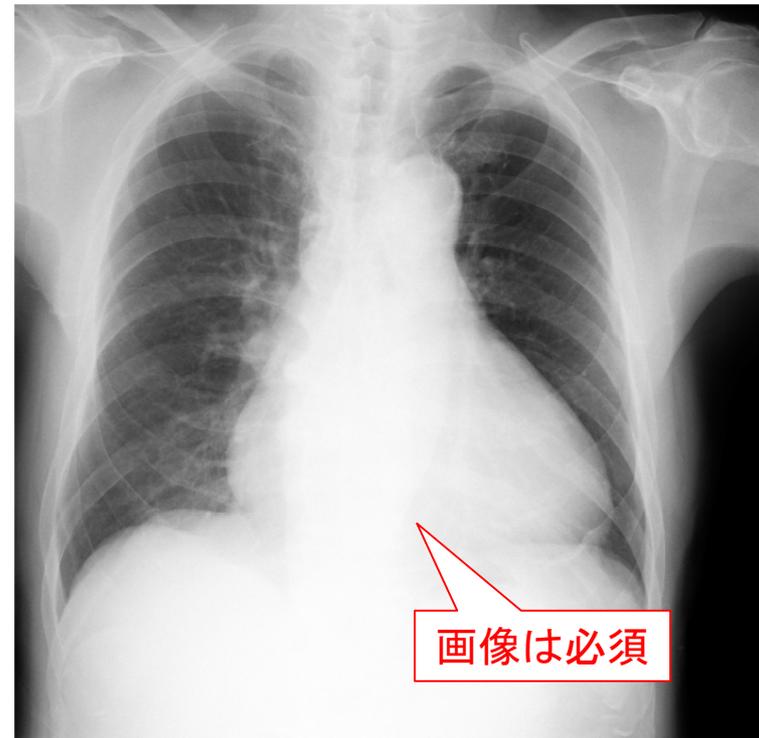
- 処方:
エマベリンLカプセル5mg × 2カプセル
1日2回朝食後に7日分処方

- 検査結果:
血液一般検査
赤血球数 474 X104/UL [427 ~ 57]
白血球数 50 X102/UL [39 ~ 98]
ヘモグロビン量 14.6 G/DL [13.5 ~ 1]
ヘマトクリット値 45.8 % [39.8 ~ 5]
MCV 96.6 FL [82.7 ~ 10]
MCH 30.8 PG [28.0 ~ 3]
MCHC 31.9 % [31.6 ~ 3]
血小板数 23.9 X104/UL [13.1 ~ 36]

何卒よろしくお願ひします。
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

**投薬内容・検査結果
は必須
注射もあれば記載。**

タイトル: CT画像サンプル



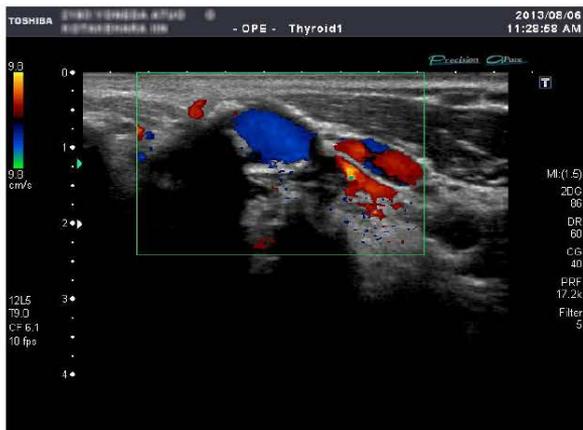
コメント
JPEGファイルを貼り付けサンプル。
本画像は紹介内容とは、無関係です。

画像診断の所見を入力すること

TYPE A

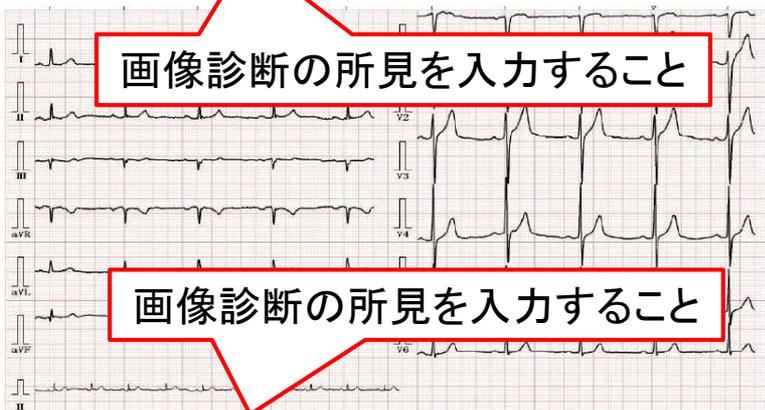
(画像貼り付けパターン・2P & 6P)

タイトル：エコー画像



コメント
JPEGファイルを貼り付けサンプル。
本画像は紹介内容とは、無関係です。

タイトル：心電図

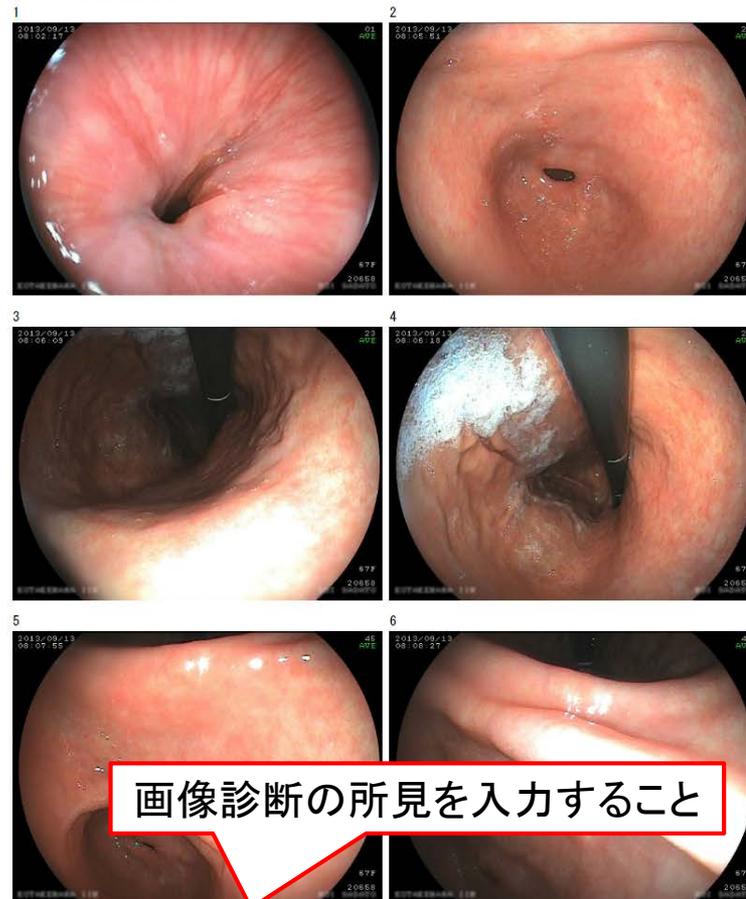


画像診断の所見を入力すること

画像診断の所見を入力すること

コメント
PDFファイルからコピー&ペースト サンプル。
本画像は紹介内容とは、無関係です。

タイトル：内視鏡画像



画像診断の所見を入力すること

コメント
JPEGファイルを貼り付けサンプル。
本画像は紹介内容とは、無関係です。

T Y P E A に付いての算定の可否

- 電子的に発行した診療情報提供書に、検査結果、画像情報、画像診断の所見、投薬内容、注射内容等の診療記録のうち主要なものを電子的方法により埋め込み（貼り付け）を行い、タイムスタンプ付き電子署名を付与し、安全な通信環境を確保した上で紹介先へ送付した場合。（日医QAより）
 - 前ページ迄のコメント内容を明確に記載すれば算定可。
 - 画像の解像度は300dpi以上
 - 保存義務のある記録の電子化には、e 文書法省令に従った内容が「7 電子保存の要求事項について」に記載されており、真正性、見読性、保存性があります。さらに、紙媒体の原本をスキャナで読み取り、電子文書化する場合の記載が「9 診療録をスキャナ等により電子化して保存する場合について」に記載されています。（ガイドラインQAより）

TYPE B

(本文 & 画像添付パターン)

The screenshot displays a medical software interface with two main windows. The background window is a PDF viewer showing a document titled "診療情報提供書" (Medical Information Provision Document). The document contains patient information and a list of fields for medical history.

PDF Document Content:

- 患者氏名: 天 翔 輝 性別 (男)
- 患者住所: 東京都文京区本駒込2-28-16駅から徒歩8分
- 電話番号: 03-3942-XXXX
- 生年月日: H 15年05月05日 年齢 (12歳)
- 保険者番号: 138057
- 公費負担者番号: [空]
- 記号・番号: 1 1 1 - 2 2 2 2
- 公費受給者番号: [空]

Below the patient information, there are several empty fields for medical history:

- いつもお世話になっています。平素より当院の診療にあたっては、格別のご配慮をい
- 傷病名:
- 紹介目的:
- 既往歴・家族歴:
- 症状経過:
- 検査結果:
- 治療経過:
- 現在の処方:
- 備考:

The foreground window is a photo viewer titled "DSC00049.jpg - Windows フォトビューアー". It displays a circular endoscopic image of a mucosal surface. The image includes a timestamp "2013/09/13 08:08:27" in the top left, "49 AVE" in the top right, and "67F 20658" in the bottom right. The viewer has a standard toolbar with navigation and zoom controls.

At the bottom of the screen, a system tray shows the date and time: "14:13 2016/02/27".

TYPE Bに付いての算定の可否

- 電子的に発行した診療情報提供書に、診療記録のうち主要な、検査結果、画像情報、画像診断の所見、投薬内容、注射内容等のファイルを電子的方法により添付した電子紹介状に、タイムスタンプ付き電子署名を付与し、安全な通信環境を確保した上で紹介先へ送付した場合。
 - 考え方は「パターン1」と同じ。
 - 画像診断の所見を忘れないように。
 - 画像の解像度は300dpi以上

その他（地域医療連携システム導入済み） に付いての算定の注意事項

- 診療記録のうち主要な、検査結果、画像情報、画像診断の所見、投薬内容、注射内容等のデータを、参加している**地域医療連携システムへアップロード**し、紹介先からも閲覧可能にした場合。
 - 画像診断の所見を忘れないように。
 - 画像の解像度は300dpi以上
- 電子的に発行した診療情報提供書に、タイムスタンプ付き電子署名を付与し、安全な通信環境を確保した上で送付。

または

- 診療情報提供書は、従来通り紙で出力し、患者さんに交付した場合

この場合、**情報の見落とし問題が発生**し、後々責任を問われる可能性も有り、診療情報提供書に主要な画像や検査結果の所見を明確にする必要があります。

※ 本資料P12参照

電子署名を付与するためには

必要な機材

電子署名（タイムスタンプ付き）を 付与するためには

■ 必須機材

- 医師資格証
- ICカードリーダー
 - SONY RC-S380(非接触ICカードリーダー／ライター)
- WindowsPC
- 署名検証ソフト
- インターネット環境

■ 任意

- 電子署名ソフト「SignedPDF Client ORCA」
 - 日本医師会ORCA管理機構株式会社
 - 電算株式会社
- その他(組込み型)

電子署名付き文書をつくるには？ 1

「Signed PDF Client ORCA」を使用する場合



医見書

MI_CAN

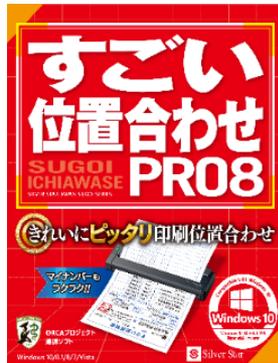


【Signed PDF Client ORCA】



- みかんや医見書と「Signed PDF Client ORCA」を組み合わせれば、ワンタッチで、タイムスタンプ付き電子署名を付与した電子紹介状が作成できます。
- 「日本医師会ORCA管理機構株式会社」でも、3月から扱えるようになりました。
- 「すごい位置合わせPro」も、「Signed PDF Client ORCA」に対応しているので、「すごい位置合わせPro」からもタイムスタンプ付き電子署名を付与した電子紹介状が作成できます。
- 付属のランチャー機能を使用すれば、電子カルテや診療支援ソフトからのPDF紹介状にタイムスタンプ付き電子署名を付与出来ます。

電子カルテ
診療支援システム等



電子署名文書をつくるには？ 2

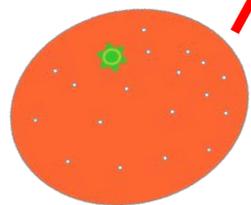
「ASP署名」を使用する場合

ダウンロード

電子カルテ
診療支援システム等



Officeソフト等



MI_CAN



- 「**医師資格証**」とインターネット環境があれば、新に署名ソフトを購入する必要はありません。
- みかんはもとより、お手持ちのソフトウェアで作成した紹介状をPDF出力して、「日本医師会電子認証センター」のWebサイトから、**無料**でタイムスタンプ付き電子署名を付与する事が出来ます。

A S P 電子署名サービス (日本医師会電子認証センター Webサイト)

The screenshot displays the JMACA website interface. On the left is a navigation menu with items like '日本医師会電子認証センターのご案内', '日本医師会認証局とは', '電子署名と認証の役割とは', '利用事例', '医師資格証の申請について', 'ダウンロード', 'ベンダーの皆様へ', '地域受付審査局(LRA)の皆様へ', and 'お問い合わせ'. The main content area features a '電子署名システムのご案内' section with a video player titled '電子署名システムの初期設定と署名方法 (動画)'. Below the video, there is a 'ログイン' (Login) section with a 'ログイン' button and instructions for logging in. An inset window shows a PDF document titled '医師資格証 電子署名システム' with a 'ログイン' button and a 'ログアウト' button.

電子署名ソフトが無くてもPDF電子文書に、医師資格証を用いて、
タイムスタンプ付き電子署名を付与することが可能です。

(細かな設定は必要になります)

病院等でネット環境が無い場合

- 病院内ネットワーク管理者
- 地域医療連携システムの運営母体
 - 地域医療連携システムに電子署名の仕組みを組み込んでもらう
 - ネットワーク設定で、日本医師会電子認証センターが管理する「タイムスタンプサーバ」へのアクセスを可能にもらう。(ホワイトリストへ追加)
- ドクター端末で電子署名のみを行い、地域医療連携室等のインターネット環境が整っているPCでタイムスタンプを付与する。
 - 次ページ参照

病院での運用イメージ例

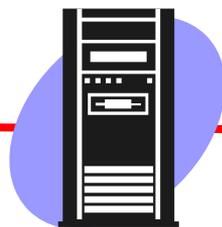
(ドクター端末がインターネットに接続できない場合)

ドクター端末

電子署名



ドクター端末では電子署名のみ付与



院内サーバ

地域医療連携室



タイムスタンプ



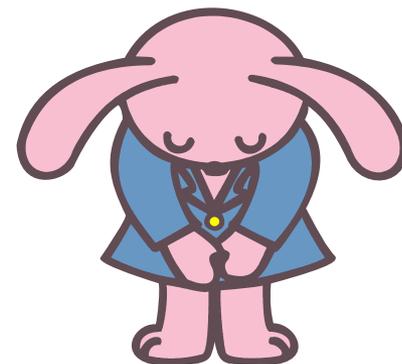
インターネットに接続されたPC

「電子署名付き電子紹介状」に
「タイムスタンプを付与」して連携先
へ送付

※ 点数算定の出来る電子紹介状には、作成者を示す電子署名とタイムスタンプが付与されていることが必須。

安全な通信環境を確保した上で送付とは？

- 地域医療連携の仕組みがある場合には、ほぼ問題ありません。
 - 念のため運営母体、またはメーカーに確認はとってください。
- それが無いところはどうすればよいか？
 - メール添付の送信は、**絶対ダメ**です！！
 - SNSでの送付もだめ??
- 文書交換システムサービス(仮)を有償サービスとして提供予定。
 - 医師資格証をお持ちの方は、最低限の出費で環境を構築できます。
 - 平成28年7月より提供開始予定

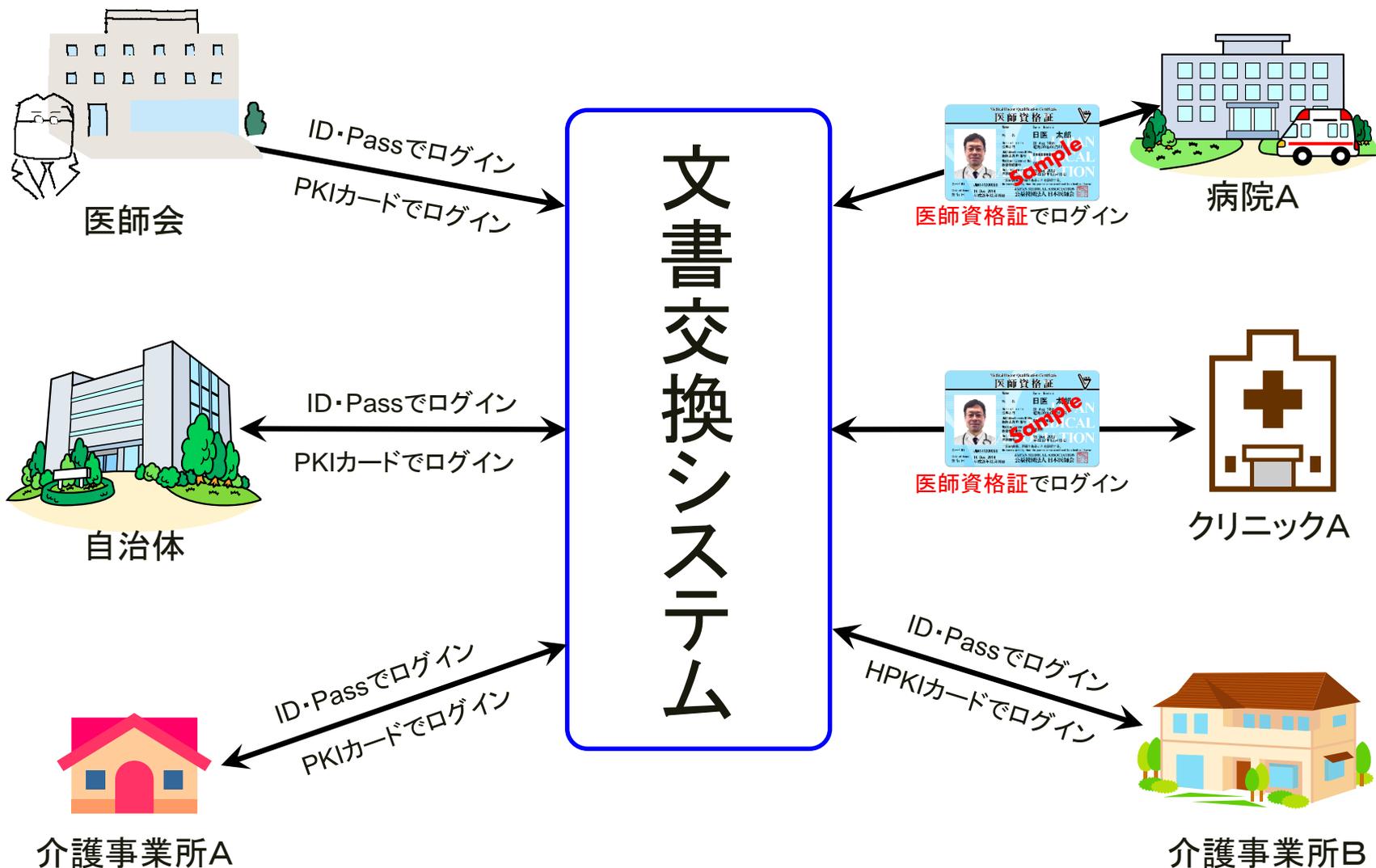


※ 詳細は、「医療情報システムの安全管理のガイドライン 4.2(H25.10以降)」を参照願います。

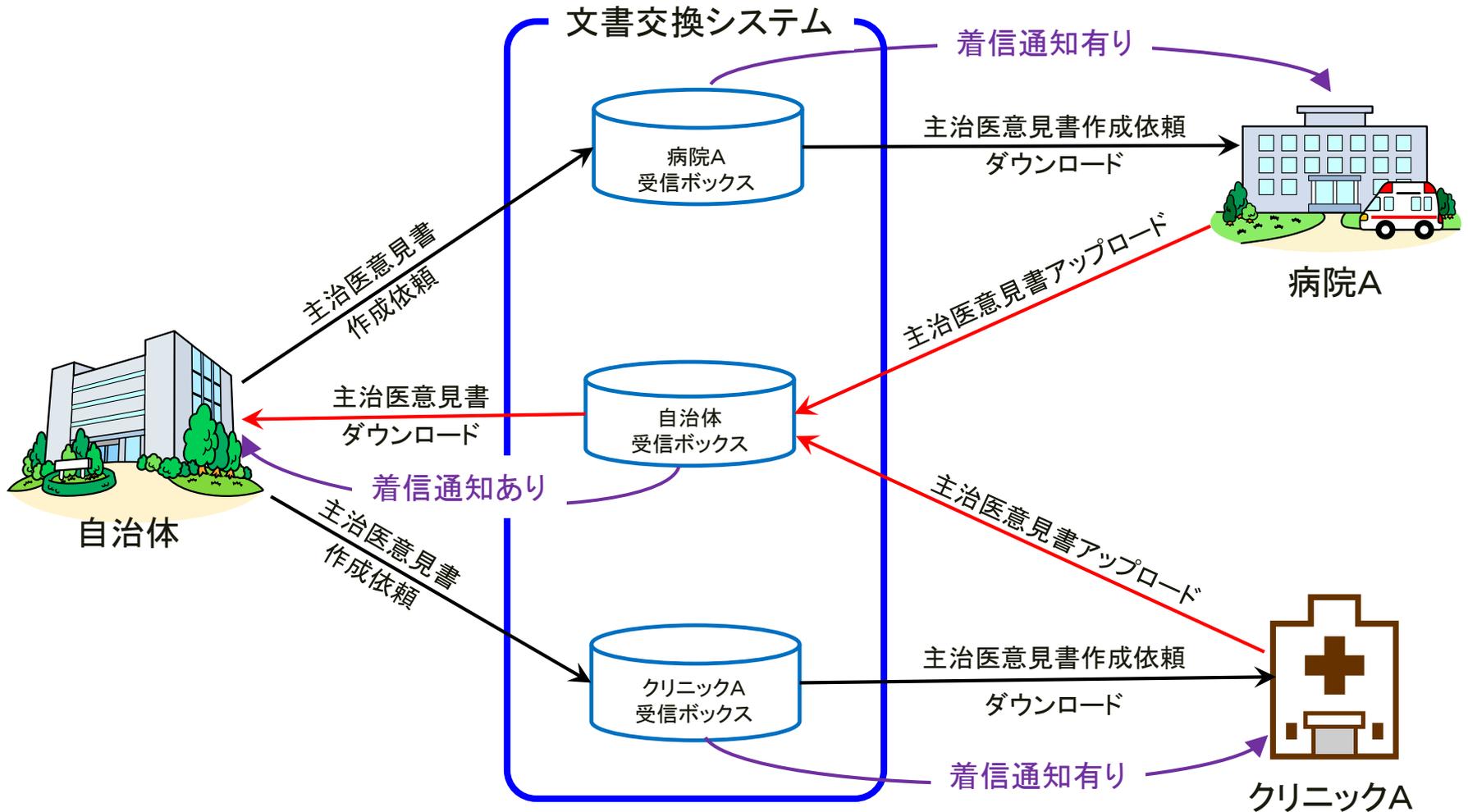
文書交換システムサービス（仮） について

概 略

文書交換システム全体図

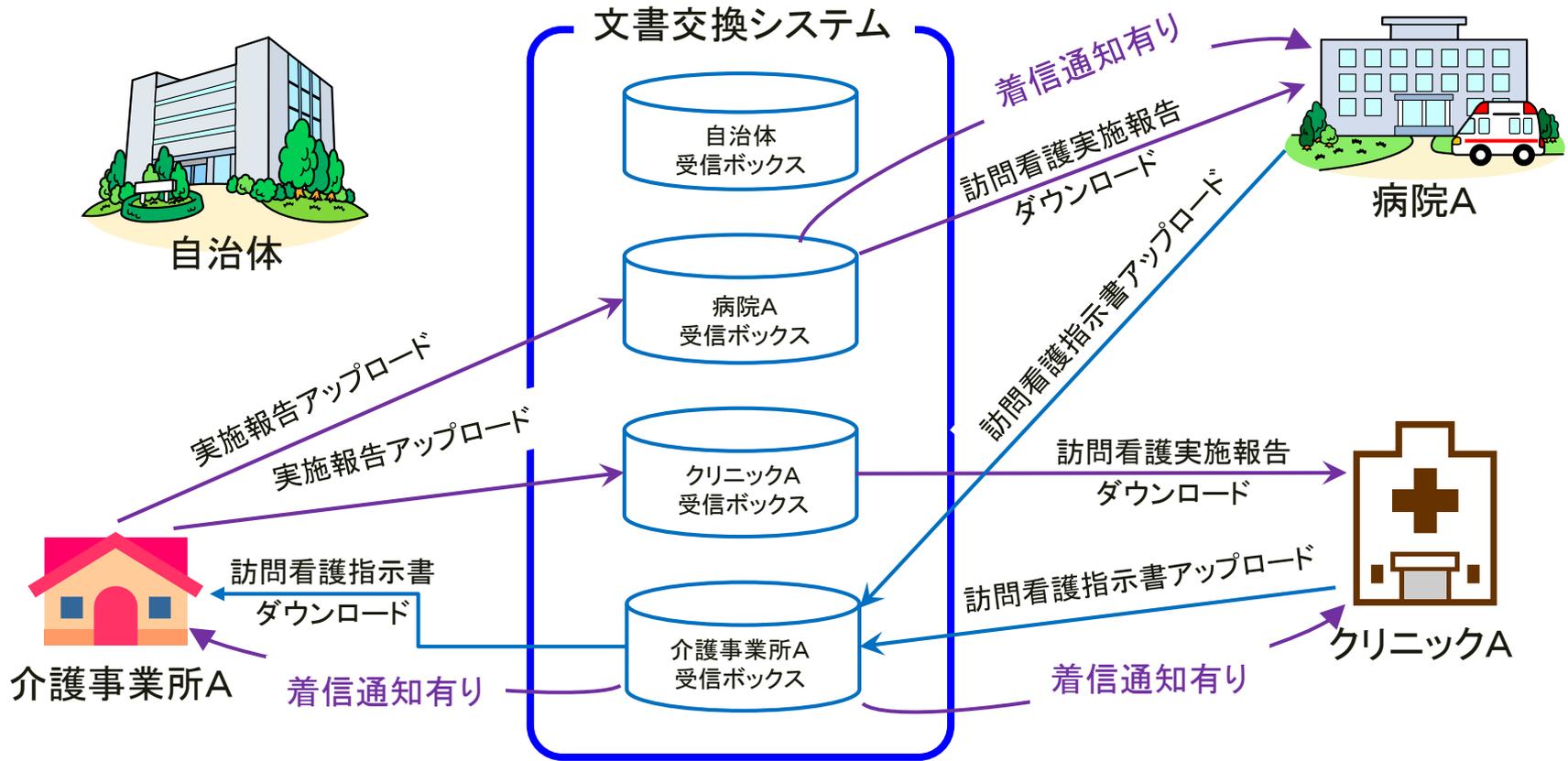


主治医意見書交換



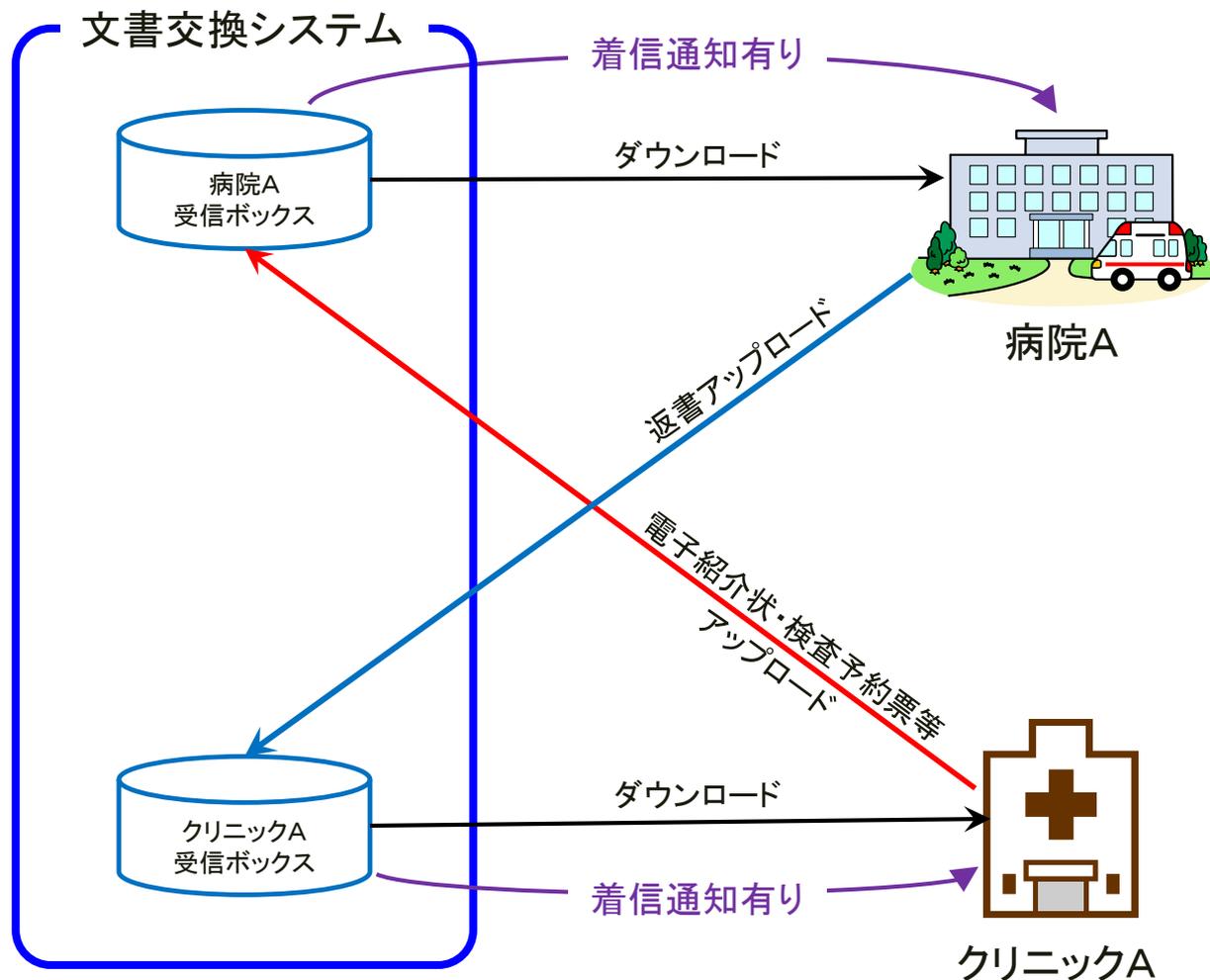
※ 主治医意見書は「医師資格証」を用いて、タイムスタンプ付き電子署名を付与したもの。
主治医意見書だけではなく、医師意見書および作成請求書も作成可。

訪問看護指示書交換



※ 訪問看護指示書(在宅患者訪問点滴注射指示書)は「医師資格証」を用いて、タイムスタンプ付き電子署名を付与したもの。実施報告は電子署名無し。

電子紹介状等の交換



- ※ タイムスタンプ付き電子署名を付与した電子紹介状は点数算定可。
返書や検査予約票は点数算定不可。

届け出様式(別添2:表紙)について

別添2

特掲診療料の施設基準等に係る届出書

保険医療機関コード	届出番号	(電情) 第 号
-----------	------	----------

連絡先
担当者氏名:
電話番号:

(届出事項)
[検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料]
の施設基準に係る届出

当該届出を行う前6月間において当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出(法令の規定に基づくものに限る。)を行ったことがないこと。

当該届出を行う前6月間において療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。

当該届出を行う前6月間において、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。

当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。

標記について、上記基準のすべてに適合しているため、別添の様式を添えて届出します。

平成 年 月 日

保険医療機関の所在地
及び名称

開設者名 印

〇〇〇〇厚生局長 殿

備考1 [] 欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。
2 □には、適合する場合「レ」を記入すること。
3 届出書は、正副2通提出のこと。

算定する点数の表題を記入

届け出る厚生局長宛て
各厚生局のWebサイトからダウンロードも可能

届け出様式(14-2)について

様式 14 の 2
**検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
 の施設基準に係る届出書添付書類**

1	届出を行う点数	検査・画像情報提供加算 電子的診療情報評価料 (該当するものを○で囲むこと)
2	診療情報提供書の送付・受信	イ) 電子的な方法による送受を実施する ロ) 電子的な方法による送受を実施しない
3	HPKIを有する 医師数及び歯科医師 数(人)	○ 人 ※イがロの場合は記入不要
4	検査結果・画像情報 等の電子的な送受 信・共有の方法	イ) 電子的な診療情報提供書に添付して送受信 ロ) 検査結果・画像情報等を、ネットワークを通じ他医療機関に閲覧許可 ハ) 他医療機関の検査結果・画像情報等を、ネットワークを通じ閲覧 (実施するものを全てを○で囲むこと)
5	ネットワーク名	
6	ネットワークに所属 する医療機関名	以下に5つの医療機関名を記載。ネットワーク内の医療機関数が5つに満たない場合は、所属する全医療機関名を記載する。 イ) } ロ) } ハ) } ニ) } ホ) }
7	ネットワークを 運営する事務局	事務局名 : 事務局所在地 :
8	安全な通信環境 の確保状況	チャンネル・セキュリティ : オブジェクト・セキュリティ :
9	個人単位の情報の 閲覧権限の管理体制	有・無 (該当するものを○で囲むこと)
10	ストレージ	有・無 (該当するものを○で囲むこと) (「有」の場合) 厚生労働省標準規格 に基づくストレージ機能 有・無 (該当するものを○で囲むこと)

※HPKI：厚生労働省の定める準拠性監査基準を満たす保健医療福祉分野の公開鍵基盤（HPKI：Healthcare Public Key Infrastructure）
 ※ネットワーク：他の医療機関等と連携し、患者の医療情報に関する電子的な送受信又は閲覧が可能なネットワーク

【記載上の注意】
 3 表の8は、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（平成25年10月）の「外部と個人情報を含む医療情報を交換する場合の安全管理」に規定するチャンネル・セキュリティ及びオブジェクト・セキュリティについて、保険医療機関内でどのような環境を確保しているかを明示する。
 例 チャンネル・セキュリティ：専用線、公衆網、IP-VPN、IPsec-IKE 等
 オブジェクト・セキュリティ：SSL/TLS 等

算定する点数に○付けする

イ)は、文書交換システムサービスを利用する場合。
 ロ)は、紹介状を紙で運用し、診療データを、地域医療連携システムで閲覧する場合。

2で「イ)」を選択した場合、医師資格証をお持ちの先生方の人数を記載

イ)は、文書交換システムサービスを利用する場合。
 ロ)は、医療機関の公開サーバを、個別に見に行く場合。
 ハ)は、紹介状を書面で運用し、診療データを、地域医療連携システムで閲覧する場合。

代表的な医療機関を5つ記載

地域医療連携システムの事務局を記載

地域医療連携システムの事務局または、導入メーカーに確認してください。

ここは、○を付けざるを得ないでしょう。ガイドラインに添った「運用管理規定」を作成する必要があります。

地域医療連携システムの事務局または、導入メーカーに確認してください。

最後に

日本医師会ORCA管理機構株式会社
が取り扱う電子署名ソリューション

ラインアップ

- SignedPDF Client ORCA
 - 18,000／1ライセンス
- 後からタイムスタンプ
 - 100,000／1ライセンス
- SignedPDF Client ORCA Pro (仮)
 - 120,000／1ライセンス
- XML署名クライアント (電子帳簿対応予定)
 - XXX,XXX／1ライセンス
- XML署名電子保存プログラム
 - XXX,XXX／1ライセンス
 - XX,XXX／年

coming soon!?

日本医師会ORCAプロジェクト版 電子署名ソフト

SignedPDF Client ORCA

平成28年度診療情報提供加算完全対応!!!

検査・画像情報提供加算完全対応!!!

診療情報提供書 平成 28年2月23日

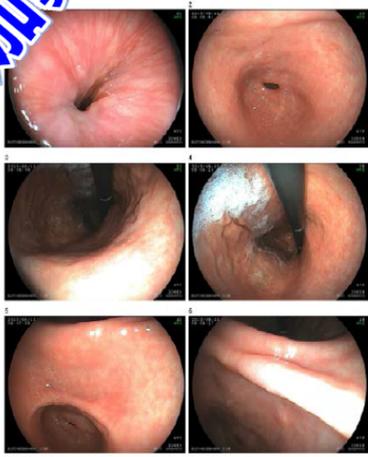
紹介元医療機関名 日本医師会病院 国中
担当医 耳鼻咽喉科 国中 先生 御執下

紹介先医療機関名 紹介先住所 東京都文京区本駒込2-29
〒113-0021
東京都文京区本駒込0-1-21
東京都文京区本駒込0-1-21
TEL: 03-3842-3300 FAX: 03-3842-3303

医師氏名 日本



タイトル: CX 画像サンプル



タイトル: エコー画像サンプル

■検査結果:

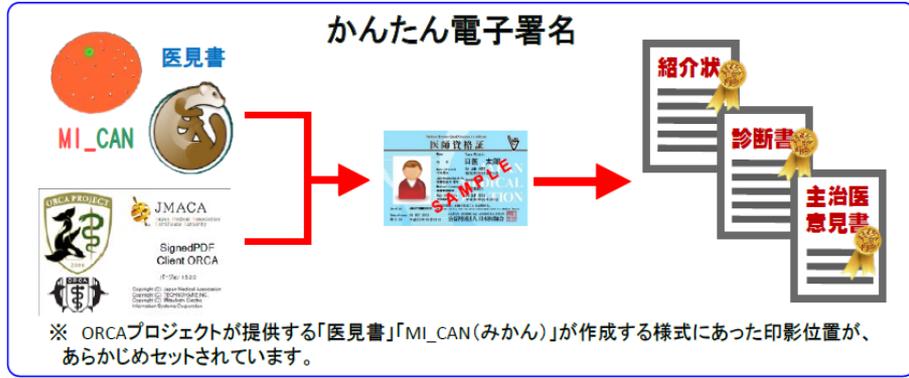
白血球数	474 / 104
赤血球数	50 X 10 ¹²
Hb	14.6 g
Hct	45.8 %
MCV	96.6 fL
MCH	30.9 pg
MCHC	31.9 %
血小板数	23.9 X 10 ⁹

以下よろしくお願ひします。

医師資格証を用いて電子紹介状 (PDF) に電子署名!!

・MI_CAN(みかん)と組み合わせれば、算定要件を満たす紹介状を簡単に作成可能

※ 診療情報提供書を電子的に発行する場合には、タイムスタンプ付き電子署名が必須になります。



- 医師資格証を用いて付与した「タイムスタンプ付き電子署名」は、厚生労働省の定める準拠性監査基準を満たす保健医療福祉分野の公開鍵基盤 (HPKI: Healthcare Public Key Infrastructure) による電子署名となります。
- 医師資格証は、日本医師会電子認証センターが発行する、医師の身元を証明するHPKIカードです。
- 「SignedPDF Client ORCA」は、株式会社テクノウェアが所有する電子署名ソリューション「SignedPDF Client」を、日本医師会ORCAプロジェクトのためにカスタマイズしたソフトウェアです。
- 署名を検証するためには、日本医師会電子認証センターが無料公開している検証ソフト(パッケージに付属)が必要です。
- 診療に必要な画像や検査等を添付した診療情報提供書を電子的に発行し、安全な回線を使用して紹介先へ送付した場合、「検査画像提供加算(200点または30点)」が算定できます。
- 「検査画像提供加算」の算定要件の詳細は、医科点数表・関連通知をご確認ください。

- 動作環境
 - OS: Microsoft® Windows® 7/8.1/10
 - JAVA:ビルド1.8.0以降
 - Acrobat Reader: X・XI・DC
 - 本ソフトの動作には、別途ICカードリーダーライターが必要です。
 - タイムスタンプを取得するためには、ご使用のPCがインターネットに接続されていることが必須となります。
 - インストールCDIには、「SignedPDF Client ORCA」「ORCA署名ランチャー」「MI_CAN(みかん)」「署名検証ソフト」が含まれます。
- 価格: 18,000円 (年間保守料 7,200円含む: 税別)

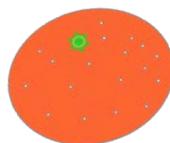
販売元
日本医師会ORCA管理機構株式会社
〒113-0021
東京都文京区本駒込6-1-21
コロナ第3ビル6階
TEL: 03-5981-9681(代) FAX: 03-5981-9682



ご清聴ありがとうございました

点数算定に関する内容は、平成28年3月18日現在の情報です。

実際の算定要件については、今後の「事務連絡通知」や「QA」等をご確認
願います。



MI_CAN